

事務連絡
平成 29 年 7 月 3 日

福岡市長 様

内閣府地方創生推進事務局長

国家戦略特区における航空法の高さ制限の
エリア単位での特例承認について

平成 29 年 6 月 28 日付総企第 114 号で相談をいただきました
標記の件につきまして、平成 26 年 11 月 4 日の事務連絡で示した
「エリア一体の目安として提示する高さ」として、国土交通省より下
記のとおり見解が示されましたのでお知らせいたします。

記

<エリア一体の目安として提示する高さ>

- ・大名二丁目地区地区計画（案）区域については、NTT コム福岡天神ビル屋上の鉄塔と同等